熊本県競争契約入札事務処理要領

（昭和４３年１月３１日監第３４５号伺定）
（平成元年４月１日一部改正）
［沿革］　（平成６年３月４日一部改正）
（平成１３年４月２５日一部改正）
（平成１４年６月１７日一部改正）
（平成２５年５月８日全部改正）

建設工事及び建設コンサルタント業務等委託に係る熊本県競争契約入札事務については、次により処理するものとする。

第１　入札の回数について

入札の回数は１回とする。

第２　落札者がない場合の取扱い

入札を行った結果、落札者がない場合は、一旦入札を打ち切り、当該工事等の施工方法の妥当性、設計書及び仕様書等についての違算誤算の有無を調査検討し、次により処理する。

１　妥当であるとき

一般競争入札においては、入札参加資格要件等を確認のうえ、競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て再度の公告・入札の手続きを行い、指名競争入札においては、指名審査会の審査を経て、指名替えのうえ入札の手続を行う。

２　妥当でないとき

設計書及び仕様書等を修正し、一般競争入札においては、審査会の審査を経て、再度の公告・入札の手続を行い、指名競争入札においては、指名審査会の審査を経て、原則として指名業者を変更することなく入札の手続を行う。

第３　入札者が１者の場合の取扱い

１　一般競争入札（建設工事に限る）

競争参加資格確認申請書提出期限に申請者が１者又は入札期限に入札者が１者の場合（以下「１者入札」という。）は、入札を取りやめ、入札者に取りやめ通知を行い、設計書及び仕様書、入札参加資格要件等を確認のうえ、審査会の審査を経て再度の公告・入札を行う。

なお、２以上の者が入札に参加し、無効な入札により有効な入札をした者が１者となったとき又は競争参加資格確認後に結果として入札者が１者となったときは、この限りでない。

おって、次に掲げる(1),(2)の場合は、あらかじめ審査会の審査を経て、１者入札の場合でも入札を取りやめないことができるものとする。

(1)　特に緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事のとき

(2)　再度の公告・入札で１者入札となったとき

２　指名競争入札

１者入札の場合は、入札を取りやめ、入札者に取りやめ通知を行う。その後は、第２の定めるところに準じて取扱うものとする。

附　則

この要領は、平成２５年５月１０日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。